

○財務省告示第二百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年六月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（十年）（第二百七十四回、第二百八十六回、第二百九十回及び第二百九十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十三回、第五十五回、第五十六回、第五十八回、第五十九回、第六十四回、第六十六回及び第六十七回）
二	発行の根拠 法律及びその 法律第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	振替法の適用等 法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の最小
五	募入決定の 各申込みのうち利回り格差の最小

（利付二十年国庫債券）	（利付二十年国庫債券）	（利付二十年国庫債券）	（利付二十年国庫債券）	（利付二十年国庫債券）	（利付二十年国庫債券）	（利付二十年国庫債券）	名称及び記号
二・二%	二・四%	二・九%	一・三%	一・四%	一・八%	一・五%	利率（年）
平成六年六月二十二日	平成三年三月二十二日	平成九年三月二十一日	平成三年三月二十日	平成三年三月二十日	平成六年六月二十九日	平成十年十二月二十七日	償還期限
八十八億円	五億円	二百十億円	十七億円	十七億円	円百八十二億	円三百三十億	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 象 元 利 象
 十九 入 払 回 国
 二十 者 札 場 金 債
 払 込 期 日 日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行の
 平成二十一年六月二十六日 された各発行対象国債の
 平均値

（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）	
一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	二 ・ 二 %
日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 二三月 二十五	日年平 九成 月三 二十五	十年平 日十成 二三月 二十四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三月 二十三	一年平 日六成 月三 二十三	二年平 日三成 月三 二十三	二年平 日三成 月三 二十三	十年平 日十成 二三月 二十二	一年平 日九成 月三 二十二
三 十 五 億 円	七 十 億 円	十 六 億 円	二 十 億 円	七 十 二 億 円	七 十 五 億 円	十 億 円	十 億 円	十 億 円	百 十 億 円	五 億 円	九 十 一 億 円	円百 二十 三 億